

平成27年第3回定例教育委員会会議

- 1 日 時 平成27年3月19日（木曜日）
午後1時33分～午後2時25分
- 2 場 所 中央図書館 2階 集会室
- 3 出席委員 委員長 小野寺 巧
委員 箕輪 菊雄
委員 齊藤 久也
委員 大久保 春美
教育長 森 元 州
- 4 欠席委員 なし
- 5 署名委員 委員 齊藤 久也
- 6 説明職員 教育部長 山岸 仁史 水谷公民館長 富塚 一資
教育部長 今井 寛 水谷東公民館長 本間 直子
理事兼 友光 範之 水子貝塚資料館長兼 島村 敏昭
生涯学習課長事務取扱 難波田城資料館長事務取扱
教育政策課長 木村 久志 学校給食センター所長 鳥海 謙一
学校教育課長 齊藤 宏
小中学校連携教育推進担当課長 辻口 幸恵
鶴瀬公民館長 佐藤 博信
南畑公民館長 坂間 道夫
- 7 傍聴者 0人
- 8 議題及び議事の概要

日程第一 議事事項

議案第9号 教育委員会職員的人事について
〔顛末〕 原案のとおり議決した。

議案第10号 富士見市教育委員会会議規則等の一部を改正する
規則の制定について

[顛末] 原案のとおり議決した。

議案第11号 富士見市教育委員会公印規程の一部を改正する訓
令の制定について

[顛末] 原案のとおり議決した。

日程第二 報告事項

(1) 平成26年度体罰調査について

その他

(1) 第42回富士見市子どもフェスティバルについて

会議の進行状況

- 教育委員長 開会宣言（午後1時33分）
事務局 前回の会議録朗読
教育委員長 署名委員に齊藤久也委員を選任します。

日程第一 議事事項

教育委員長 「議案第9号 教育委員会職員の人事について」は人事に関する議案のため、非公開とし、本日の最後に審議することとよろしいでしょうか。

〔各委員賛同〕

教育委員長 「議案第9号 教育委員会職員の人事について」は非公開とし、本日の最後に審議することとします。

議案第10号 富士見市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則の制定について

【説明】

- 教育委員長 提案説明を教育長お願いします。
教育長 提案理由を説明。
教育政策課長 資料に基づき説明。

【質疑内容概要】

教育委員 改正後の富士見市公告式規則第4条に、「教育委員会名を記入して教育長印を押さなければならない」とありますが、教育長名は記入しないのでしょうか。

教育政策課長 教育長名も記入します。

教育委員 改正後の富士見市教育委員会教育長の給与等に関する規則第3条に、「教育長の出張が引き続いて3日以上にわたるときは、その旨教育委員会の承認を得るものとする。」とありますが、教育委員会会議で承認を得るとすると、時間的に間に合わないケースが出てくるのではないのでしょうか。

教育政策課長 引き続いて3日以上にわたるような長期の出張は、1か月以上の余裕を持って案内が来ますので、問題ないと思われます。

教育委員 改正後の富士見市教育長に対する事務委任規則第2条第4項の「指定された委員会の会議」とは、同3項の「次の委員会の会議」を指すのでしょうか。また、第3条にある「軽易な事務」とはどのようなものを指すのでしょうか。

教育政策課長 「指定された委員会の会議」とは、必ずしも「次の委員会の会議」を指すものではありません。「軽易な事務」とは、定例的な事務処理等を指

します。

教育委員長 富士見市教育委員会事務局組織規則の事務分掌において、通級指導教室に関することは、学校教育課のどこに含まれるのでしょうか。

学校教育課長 学校教育課の「(30) その他学校教育に関すること。」に含まれます。

教育委員長 「議案第10号 富士見市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則の制定について」を議決してよろしいでしょうか。

〔各委員賛同〕

教育委員長 「議案第10号 富士見市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則の制定について」は議決されました。

議案第11号 富士見市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について

【説明】

教育委員長 提案説明を教育長お願いします。

教育長 提案理由を説明。

教育政策課長 資料に基づき説明。

【質疑内容概要】

なし

教育委員長 「議案第11号 富士見市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について」を議決してよろしいでしょうか。

〔各委員賛同〕

教育委員長 「議案第11号 富士見市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について」は議決されました。

日程第二 報告事項

(1) 体罰調査について

【説明】 学校教育課長 資料に基づき説明。

【質疑内容概要】

教育委員 保護者からの提出について、大半の学校はゼロもしくは数名ですが、南畑小学校及び針ヶ谷小学校は全員が提出しています。この提出状況の差についてお聞きします。

学校教育課長 原則的には、体罰があった場合のみ提出いただくことにしていました。全員が提出した学校は、学校長の判断により、体罰の有無に関わらず提出していただいたと聞いています。数名が提出した学校を含め、体罰の

報告はなく、逆に日頃の感謝の言葉等をいただきました。

教育委員長 数名が提出している学校において、体罰に近いものがあつたというような報告はなかつたのでしょうか。また、提出された内容から、学校と保護者が話し合つたケース等はなかつたのでしょうか。原則として、体罰がなければゼロになる調査で、このような数字が出ると、体罰があつたように見えてしまいます。次回の調査では、回答の仕方を統一していただければと思います。

学校教育課長 ご指摘のようなケースはありませんでした。調査の仕方については、次回から改善したいと思います。

教育委員 本調査とは関係ありませんが、川崎の事件を受けての文部科学省調査の結果についてお聞きします。

学校教育課長 該当する事例はありませんでしたが、保護者や本人に会うことが大変難しいケースが4件ありました。

教育委員 本調査において、言葉によるものや無視等も体罰としていますか。

学校教育課長 言葉によるものや無視等は体罰としていません。

その他

(1) 第42回富士見市子どもフェスティバルについて

【説明】 鶴瀬公民館長 資料に基づき説明。

【質疑内容概要】

なし

教育委員長 暫時休憩します。

休憩 午後2時10分

再開 午後2時14分

教育委員長 再開します。

議案第9号 教育委員会職員の人事について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案のとおり議決>

教育委員長 閉会宣言 (午後2時25分)